

復興大臣 田 中 和 徳 様

要 望 書

令和元年11月26日

福島県双葉郡川内村長 遠 藤 雄 幸

福島県田村市長 本 田 仁 一

福島県南相馬市長 門 馬 和 夫

福島県双葉郡広野町長 遠 藤 智

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から8年が過ぎ、未だに風評等の影響は大きいものの復旧・復興に向け全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、未だに多くの住民が避難生活を続けており、帰還した住民も含めて、健康面や経済面において不安を抱えた生活を送っております。

また、次代を担う子育て世帯の帰還が少ないことに危機感を抱いており、生産年齢人口の縮小から労働力の確保も課題となっております。

このことから、復興のみならず更なる発展に向けて加速していくためには、住民の生活再建に対する継続的な政策支援と産業基盤再生への国の様々な支援が必要不可欠であります。

つきましては、下記の内容について確実に対応を頂くよう、強く要望いたします。

記

1 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援の継続について

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険の利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の全額免除について、国の特別の財政支援を令和2年度以降も継続し、所得制限を廃止すること。

また、全額免除の縮小、終了に向けては当該被保険者への十分な周知期間について確保すること。

2 高速道路無料措置の継続について

現在でも多くの住民が福島県内外に避難をしている状況にあることから、一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置については令和2年度以降も継続して実施すること。

3 復興に関する補助金等の事業継続及び財源確保について

原子力被災地域等の産業復興及び地域経済の発展のため、次の補助金について、令和2年度も十分な予算を確保した上で事業を継続すること。

また、3箇年の複数年計画に対応できるよう事業期間を延長すること。

なお、現在も農林業を中心に出荷規制や土地利用の制約が継続していることもあり、依然として、震災前の生業が営めない地域が残ることから、農林業者や法人等が、農林業をはじめとする新たな事業にチャレンジできるよう、また、民間活力による新たな産業を創出できるよう、柔軟な補助制度を導入するなど支援体制の強化を図ること。

- ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・ 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金
- ・ 福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金
- ・ 地域復興実用化開発等促進事業費補助金

4 復興・創生期間後の支援について

地震・津波及び原子力災害の影響が未だ残る深刻な状況からの着実な復興を成し遂げるためには、中・長期的な対応が必要であることに鑑み、復興庁の後継組織については、令和3年度（2021年度）以降においても、現行のまま総理直轄の組織とし、専任の大臣を置くこと。また、復興事業予算の一括要求、地域の要望や課題にワンストップで対応できる機能など、これまでの総合調整機能を維持するとともに、地域によって様々な課題があることから、それぞれの現状に即した切れ目ない財政支援を行うこと。

5 地域医療の充実について

原子力災害の影響等による深刻な医師不足の状況に鑑み、国が前面に立って、被災地域の医療崩壊の危機を乗り越えるための手立てを十分に講じ、安定的で持続可能な医療体制と医療環境の構築に向けた支援策や財政支援を講ずること。

特に、次代を担う子どもたちの安全・安心を確保するため、慢性的に不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど、実効性のある支援策を講ずること。